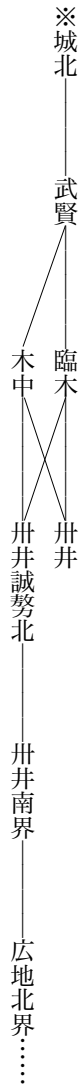
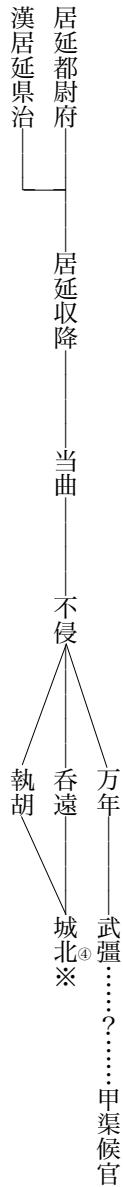


漢代の居延・肩水地域における文書伝送

鷹取 祐司

はじめに

居延・敦煌漢簡の発見とその研究によって、漢代の長城警備が、現代の我々からしても驚くほどの量と詳細さで作成された文書や帳簿によって運営されていたことが明らかとなった。そのような文書や帳簿は、当然のことながら、作成された官署に保管されるだけでなく、命令や報告などとして他の官署にも送付された。漢簡にはそのような文書伝送に関する記録が多く含まれており、それらを材料として居延・肩水地域^①における文書伝送ルート^②を解明することが漢簡研究の課題の一つとして取り組まれ、これまでにいくつかの説が提示されてきた。その一例として、それらの中でも詳細な経路を復原している李振宏の説を挙げておこう。^③



この李振宏説も含めて、これまでの文書伝送経路の復原は、文書伝送記録のなかで文書の受け渡しをしている吏卒の所屬亭燧名を繋ぐ形でなされたものである。その元になった文書伝送記録とは次のようなものである。

14^⑤

南書一封居延都尉章 詣張掖太守府 □月、卅井南界燧卒□付広地北界燧卒明、北界□□

九月辛巳日入、誠勢北燧卒□□甲渠臨木燧卒有人、自誠勢北燧、卅八里、定行三時●五分、□□三十□□□

163・19 (A22)

ここには、九月辛巳の日入時に誠勢北燧の卒が甲渠臨木燧の卒より文書を受け取り、□月(?)に卅井南界燧の卒が広地北界燧の卒に文書を渡したことが記されている。^⑥ この文書授受の記録に基づいて、甲渠臨木——卅井誠勢北

—— 卅井南界 —— 広地北界という文書伝送経路が復原されたわけである。

しかしながら、文書伝送記録に見える文書授受者の所属亭燧を単純に繋いでゆくこのようなやり方には二つの問題がある。一つは、文書伝送記録に記されているのはあくまでその文書を授受した吏卒であって、その吏卒の所属亭燧において文書の授受が行われていたとは限らないという点である。懸泉置出土の文書伝送記録の中には、出張帰りの吏に文書を運ばせる例があった^⑦。出張先から自分の所属機関に戻る吏がその途中で文書を受け取って運んでいるのであるから、その吏が文書を受け取った場所はその吏の所属機関ではないし、その吏の所属機関が文書伝送を担当していたことには必ずしもならない。二つ目は、文書の伝送方式が考慮されていない点である。懸泉置周辺では、駅による文書伝送（郵行方式）、置による文書伝送（臬次方式）、亭による文書伝送（亭行方式）の三つの文書伝送方式が併存しており、それらは特定の施設で接続しながらも基本的にはそれぞれに独立した文書伝送経路を形成していた^⑧。従って、居延・肩水地域の文書伝送においても懸泉置周辺で確認された三つの伝送方式が存在した可能性がある。そのような伝送方式の違いを考慮せず、全ての文書伝送経路を一つに繋いでしまつては正確な伝送経路は復原できない。

居延・肩水地域における文書伝送経路について、前掲の李振宏を初め幾つかの先行研究が既に存在するにも拘わらず本稿で取り上げるのは、かかる理由による。それ故、本稿では、居延・肩水地域の文書伝送経路を復原するに際して、先行研究において提示された伝送経路の是非を検証するという形を取らないで、文書伝送記録そのものの集成から作業を始めることにする。

【表】

	伝送方向	文書伝送経路
13	南行	收降 → 當曲
16	南行	收降 → 當曲
19	南行	收降 → 當曲 臨木
64	南行	收降 → 當曲 臨木→卅井城勢北
03	南行	收降 → 當曲 臨木→誠勢北
17	南行	收降 → 當曲 臨木→誠勢北
53	北行	收降← 臨木←誠勢北
54	南行	收降 →□ →□勢北
11	北行	臨木←誠勢北
46	北行	臨木←誠勢北
10	南行	臨木→誠勢北
14	南行	臨木→誠勢北 卅井南界→廣地北界
20	北行	收降← 當曲 臨木←城勢北
66	北行	收降← 當曲 臨木←城勢
61	北行	收降亭←當曲 推木←卅井誠勢
21	北行	收降← 當曲 臨木←卅井□
12	北行	收降← 當曲 臨木←卅井
24	南行	收降 → 當曲 臨木→卅井
51	南行	收降 → 當曲 臨木→卅井
57	南行	收降 → 當曲 →卅井
50	南行	□ → 當曲 臨木→卅井
39	南行	□→臨木→卅井
60	北行	珍北←臨木←卅井
06	南行	□→臨桐→卅井
04	北行	收降← 當曲← 不侵← 吞遠
05	南行	收降 → 當曲 →不侵 →吞遠
47	北行	收降← 當曲 不侵郵←吞遠郵
23	北行	不侵← 吞遠
48	南行	不侵 →吞遠 →誠北
59	北行	吞遠← 誠北← 臨木
55	南行	吞遠 →誠北 →臨木
63	北行	吞遠← 城北← 木中←卅井誠勢北
65	北行	誠北← 臨木←□
44	北行	誠北← 臨□
58	北行	□北← 臨木
49	南行	收降亭→當曲 →不侵 →執胡
02	南行	不侵 →執胡 →誠北
52	南行	執胡 →誠北 →臨木
15	北行	誠北←武賢 臨木←誠勢北
25	南行	城北→□賢 臨木→卅井誠勢北
09	南行	誠北→□ →臨木
56	北行	收降亭←當曲← 不侵← 萬年
43	南行	萬年驛→武彊驛
45	南行	萬年驛→武彊驛

40	北行	□年 ←武彊驛
72	南行	莫當→驛北
76	南行	莫當→驛北
88	南行	莫當→驛北亭
22	南行	莫尚→驛北 →沙頭
79	南行	莫當→□ →沙頭
91	南行	莫當→□ →沙頭亭
90	南行	莫當→□亭 →沙頭亭
68	北行	莫當←□← 沙頭
86	北行	莫當←□← 沙頭
74	北行	莫當←… □頭
73	南行	驛北…→沙頭
37	北行	驛北← 沙頭
32	南行	驛北 →沙頭亭→驛馬
36	南行	驛北 →沙頭亭→驛馬
27	南行	沙頭 →驛馬→不今
28	南行	沙頭 →驛馬→不今
35	南行	沙頭 →驛馬→不今
29	南行	沙頭 →□ →不今
30	北行	驛北← 沙頭…□← 不今
31	北行	驛北← 沙頭…□← 不今
33	北行	驛北← 沙頭…□← 不今
26	南行	沙頭 →□ → 破虜
94	北行	沙頭← □← 界亭
38	南行	破胡→棗佗
82		夷胡→□→第六→府門
84		第六→府門
67	南行	第十→第九
62		禹今→遮虜置

※冒頭の番号は【別表】の番号である。文書授受者の所属表記が「某卒」「某燧卒」となっている場合は文書伝送経路欄に「某」のみを、それ以外の「某亭卒」などの場合は「某亭」などと記し、一例しか見えない亭燧はゴシック体にした。また、「□」は簡牘中に亭燧名が明記されていなかったり、簡の断裂によって名称が確認できない亭燧である。文書伝送経路欄の矢印は文書の伝送方向を示す。

(補注)

20：簡牘に記載された燧名をそのままとると「収降←□←当曲…臨木←誠勞北」と伝送されたように理解できるが、当曲と収降の間に他の燧が介在する例には無い。文書伝送記録の中には、03、14のように最後に当該範囲の最初と最後の燧を挙げたあとに「界中…里」と記すものがあるので、この簡でも「当曲卒湯付【収降】卒□執胡□□収降卒□【卅井誠勞北界中…里】定行九時五分中程」のように書かれていたものと考えておきたい。

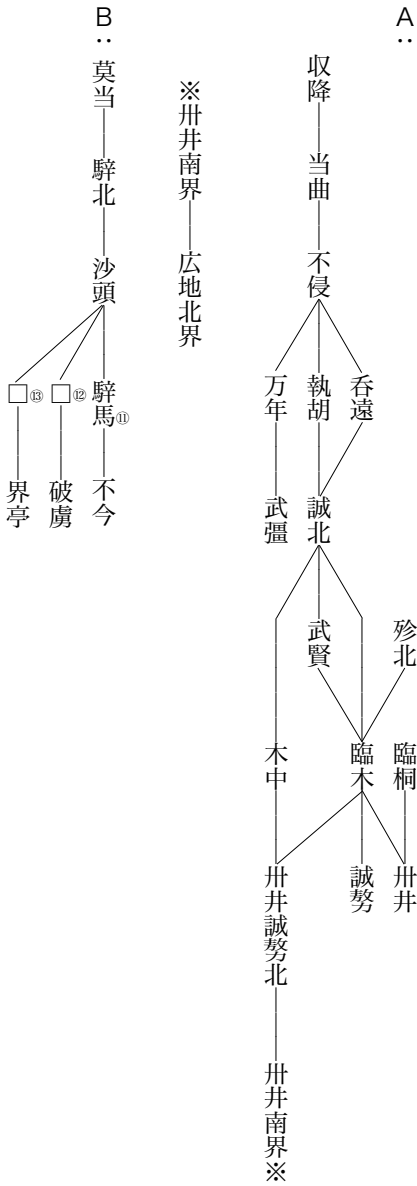
61：「推木」は「臨木」が王莽期に改称されたものである。饒宗頤・李均明『新莽簡輯註』（新文豊出版公司 一九九五）一七六～一七七頁参照。

22：「莫尚」は「莫當」の誤記。

1 文書伝送記録の集成

本稿末尾の【別表】は、居延・肩水地域の漢代烽燧遺址から出土した簡牘^⑨に含まれる文書伝送記録のうち、具体的な文書伝送状況の記載がある事例を集成したものである。その中で、二つ以上の亭燧の間での文書伝送状況が具体的に判明する事例を選び、その伝送状況を抜き出して示したのが前頁の【表】である。

この【表】にみえる経路を単純に合成して整理すると次のようなA～Fの六経路にまとめられる。



C :: 破胡—橐佗

D :: 夷胡—□—第六—府門

E :: 第十—第九

F :: 禹今—庶虜置

以下、これらのルートについて検討しよう。

2 文書伝送経路の復原

(1) ルートA・B・C

ルートA・B・Cはいずれも居延都尉府と張掖太守府を結ぶ文書伝送経路である。ルートAで、収降↓当曲

…臨木↓卍井誠勢北と伝送する 64、不侵↓吞遠↓誠北と伝送する 48、吞遠↓誠北↓臨木と伝送する 55、甲渠候官臨木↓誠勢北…卍井候官南界↓広地候官北界と伝送する 14、ルート B で莫当↓驛北と伝送する 72、驛北↑沙頭↑(驛馬)↑不今と伝送する 30、沙頭↓□↓破虜と伝送する 26、ルート C で破胡↓橐佗と伝送する 38 は、いずれも居延都尉府と張掖太守府の間で文書を伝送するものである。また、ルート B で沙頭↑□↑界亭と伝送する 94 には張掖都尉發信の居延都尉府宛て文書が含まれているが、68 では張掖都尉發信文書が驪得令(驪得県は張掖郡治)の發信文書と一緒に伝送されているので、94 も張掖太守府と居延都尉府を結ぶルートの文書伝送と考えて良い。このように、ルート A・B・C は居延都尉府と張掖太守府を結ぶ一本の文書伝送ルートである。

そのうち、ルート C に見える破胡と橐佗であるが、破胡は次の簡から広地候官所屬の亭であることがわかる。

□責広地破胡亭長 □

103・42 (A8)

一方の橐佗であるが、18 のように候官名としても見える。同じく候官である卍井の例であるが、後掲 E.P.T68:128 のように「卍井燧長」で「卍井候官に所屬する燧の燧長」という意味を表す場合もあるので、38 に見える「橐佗燧長」が「橐佗候官所屬の某燧の燧長」という意味である可能性も否定できないが、「橐佗燧長万世」のように個人名に冠せられていること、およびこの他にも「橐佗燧長」の例があることから、38 の「橐佗燧」はある特定の燧の名と思われる。候官名と同じ名の燧が存在したことは次の簡から確認できる。

☒ 卍井燧四石
具弩一完

368・11 (P9)

□□德□□□□□□□□

待□尉得移卅井燧長

140・8A (A32)

368・11は四石具弩の所属や配備場所を示す付け札であるから、この「卅井燧」はある特定の燧の名と考えるべきであろうし、140・8Aの「移卅井燧長」は文書宛先を記した部分であるから、この「卅井燧長」もある特定の燧の燧長と考えざるを得ない。では、卅井燧は何処にあったのだろうか。同名であることから、卅井燧は卅井候官に併置されていたと考えられるが、368・11の出土地が卅井候官遺址 (P9) であることはその傍証となろう。このような卅井燧の例からすれば、橐佗燧も橐佗候官に併置されていたと考えて良いだろう。

このように、ルートCに見える破胡は広地候官破胡亭、橐佗は橐佗候官橐佗燧だつたと考えられる。ルートAの南端である広地北界燧はその名称からこれが広地候官管轄区の北端と考えられるので、広地候官破胡亭はその南側に位置したことになる。ルートBの北端は橐佗莫当燧であるが、その南の驛北は肩水候官所属の亭であることが次の簡からわかる。

四月丙子、肩水驛北亭長敏以私印兼行候事、謂閼番夫吏、写移、書

□如律令 令史熹V光V博尉史賢

29・7 (A32)

従つて、ルートB北端の橐佗莫当燧は橐佗候官管轄区の南端に当たり、ルートCの橐佗候官橐佗燧は莫当燧よりも北にあつたと考えられる。

これまでの検討の結果、ルートA・B・Cについては、北からルートA、ルートC、ルートBという順に接続していたと考えられる。なお、ルートBの南端には不今燧、破虜燧、界亭の三つが来るが、破虜は26に見え居延都尉發信の張掖太守府宛て文書を、界亭は94に見え張掖都尉發信の居延都尉府宛て文書をそれぞれ伝送しているもののルート上にあると思われるが、共に沙頭亭との間に別の亭燧を挟んでおり、その点、不今燧と同じである。破虜燧と界亭は他に例が見えず、不今燧との位置関係はわからない。

このルートについては他にも検討すべき点がある。即ち、①南行で不侵の次に吞遠・執胡・万年の三つがくること、②南行で臨木燧の次に卅井誠勢北・誠勢・卅井が存在すること、③武賢、殄北、臨桐、木中が一、二例しか見えないこと、④万年―武彊が駅と呼ばれていることである。④については次節で検討するので、ここでは①～③について検討しよう。

まず①について。吞遠・執胡・万年はいずれも北の不侵と、また、吞遠・執胡は南の誠北と文書の受け渡しを行っている。この受け渡しの状況をそのまま伝送経路と見なすと前掲の図のように不侵から吞遠・執胡・万年の三つに分かれて再び誠北に戻る形になる。

この問題を考える上で忘れてならないことは、この文書伝送記録はあくまで文書を運んだ吏卒を記録したもので、必ずしもそこに記される亭燧において文書の授受が行われたわけではないという点である。即ち、例えば02には「執胡卒常受不侵卒樂、己酉平旦一分付誠北卒良」と文書授受の状況が記されているが、この記載から直ちに、執胡燧において不侵卒樂から執胡卒常に文書が渡され、誠北燧において執胡卒常から誠北卒良に文書が渡されたとは断定できないということである。そのように、文書の受け渡しをした吏卒の所属機関名が文書を受け渡した場所とは限らないことを示す例が、懸泉置漢簡にある。

出東書四封、敦煌太守章、一詣勸農掾、一詣勸農史、一詣広至、一詣冥安、一詣淵泉、合檄一、鮑彭印、詣東道平水史杜卿、府記四、鮑彭印、一詣広至、一詣淵泉、一詣冥安、一詣宜禾都尉、元始五年四月丁未日失中時、泉泉置佐忠受広至廢佐車成輔、●即時、遣車成輔持東

II DXT0114 ② :294^⑤

東書四封などの伝送状況の記録であるが、東に向けて送っている文書を懸泉置佐の忠が広至廢佐の車成輔から受け取っているので、この授受関係をそのまま受け取れば、広至は懸泉置の西に位置することになる。しかし、実際は、広至県は懸泉置の東に位置している。^⑦この簡では「即時、遣車成輔持東」とあるように、懸泉置佐の忠が一旦文書を受け取りチェックをした後、再び、広至廢佐の車成輔にその文書を東へと運ばせているが、この授受に注目すると、ここで懸泉置佐から広至廢佐に文書が渡されたということになり、この授受地点は、文書を受領した広至廢佐の所屬官署、即ち、広至県ということになってしまいが、そのように考えるのは誤りであること、言うまでもない。車成輔は広至廢佐なので、恐らく懸泉置の西に出張した車成輔が広至県に戻る際に文書を運んだのであろう。このような出張という状況を想定すると、「A燧卒付B燧卒」「B燧卒受C燧卒」という文書授受の記載があるからといって、文書授受の場がB燧とは限らないということになるのである。本来の問題に戻ると、不侵と誠北の間で呑遠・執胡・万年卒が介在するからと言って、呑遠・執胡・万年燧で文書の受け渡しが行われたとは限らない、ということである。

呑遠・執胡・万年が文書伝送記録に出現する回数を見ると、呑遠は八回（不侵―呑遠：04、05、47、23、48。呑遠―誠北：48、59、55、63）、執胡は三例（不侵―執胡：49、02。執胡―誠北：02、52）、万年は不侵との一例のみ（56）で、呑遠の出現回数が最も多い。また、呑遠・執胡・万年相互間で文書の受け渡しは行われていないことから、執胡卒や万年卒に

□□自辨如故事

393・1A (A2)

それ故、隣接する万年・誠北の吏卒が何らかの業務で吞遠へ出張することもしばしばあったのだろう。そして、たまたま自分の燧のある方向に伝送すべき文書が吞遠燧に届いた場合、出張で吞遠に来ていた吏卒が自分の燧に戻るついでにその文書を送ったのであろう。このような状況を想定するならば、不侵―誠北間で文書を伝送する役割を本来担っていたのは吞遠であると考えられよう。

では、問題の第二点、即ち、南行で臨木の次に卅井誠勢北・誠勢・卅井が存在することについて検討しよう。臨木との文書伝送の事例は、卅井誠勢北が九例(64、03、17、53、11、46、10、14、20)、卅井は六例(12、24、51、50、39、60)あるのに対して、卅井誠勢は二例(66、61)のみである。

「卅井卒」とあれば卅井燧卒を指すと考えるのが一般的であろう。確かに、卅井燧が存在することは先述の通りである。しかし、その卅井燧は卅井候官(卅)に併設されていたと思われるので、臨木と文書の受け渡しをする「卅井卒」を卅に位置する卅井燧の卒と見なすことは位置的に無理がある。それ故、この「卅井卒」は「卅井候官に所属する卒」という意味に理解すべきであろう。漢簡中の「卅井某」が「卅井候官に所属する某」の意味である例は実際に存在する。

遣豊代意、帰卅井●案、卅井燧長乘甲渠、凡十三人、還

E.PT68:128

この簡に見える「卅井燧長」は「凡十三人」とあることから卅井燧の燧長ではなく、卅井候官所属の某燧の燧長た

ちである。「卅井卒」が見える六例のうち39と60を除いた四例は、全て当曲から臨木までの甲渠候官管内の文書伝送状況の記録である。57も、臨木が欠落しているが同様である。それ故、臨木燧卒と文書の受け渡しをしたのが甲渠候官管轄区外の卅井候官所属の卒であるということがわかればそれで充分であったために、候官名だけを記して燧名は省略したのではないだろうか。卅井誠勢については、臨木と文書の受け渡しをしているのが卅井誠勢北・卅井の十六例に対して、誠勢がわずか二例であり、誠勢北と誠勢は隣接することから、誠勢が文書伝送を行うのは卒の出張などに因る誠勢北の代替と見なす方が良いだろう。

続いて問題の第三点、即ち、③武賢、珍北、臨桐、木中が一、二例しか見えないことについて考えよう。まず武賢から。武賢が見えるのは15と25の二例のみで、共に誠北―武賢―臨木―誠勢北と文書が伝送される中に見える。ところが、武賢を仲介せず誠北と臨木が直接文書を受け渡ししている例が六例(59、55、65、44、58、52)見える。文書伝送の記録が、例えば63に見えるように、伝送留滞の責任者追及のためのものであることからすれば、この六例で、実際は武賢も文書伝送を担っているながら伝送記録には記載されなかったということは考えにくい。それ故、実際に記載の通りに文書は伝送され、武賢は関わっていないかったと考える方が妥当であろう。つまり、通常、取降―不今ルート^④の文書伝送に武賢は関与しておらず、武賢が関わるこの二例は、取降―不今ルート^④の文書伝送とは別の文書伝送なのではないだろうか。

木中は63に見える。ここでは南から卅井誠勢北↓木中↓誠北↓呑遠と伝送されているが、誠北の南側で誠北と文書の受け渡しをしているのは、63と武賢の二例(15・25)及び不明の一例(09武賢か)を除き全て臨木である(59、55、65、44、58、52)。木中燧は臨木部所属なので、木中による文書伝送は何らかの事情による臨木の代替と見ておきたい。珍北も60に見えるだけで、ここでは南から卅井↓臨木↓珍北と伝送している。珍北候官(ㄟ)は甲渠候官の北、

かなり離れている所に位置する。北行で臨木から文書を受け取るのは60を除き全て誠北であることからすると、「殄北」は「誠北」の誤写または誤積の可能性もあろう。

臨桐は06に一例みえるのみで、ここでは某燧↓臨桐↓卅井と文書が伝送されている。臨桐燧は第四部所属で、臨桐燧卒は甲渠候官への文書配達者としてもしばしば現れる。²² 卅井誠勢北・誠勢と文書の受け渡しをしているのは06の臨桐を除き全て臨木であることから、この臨桐も臨木の代替と見ておきたい。

以上の検討の結果、居延都尉府と張掖太守府を結ぶ文書伝送経路としてルートA・C・Bは次のように整理される。なお、甲渠候官管轄区以外はルートの途中に記載のない亭燧が存在する可能性がある。

居延都尉府……居延取降亭——甲渠当曲燧——甲渠不侵燧——甲渠吞遠燧——甲渠誠北燧——甲渠臨木燧——卅井誠勢北燧……卅井南界燧……広地北界燧……広地破胡亭……橐佗橐佗燧……橐佗莫当燧……肩水驛北亭……沙頭亭……驛馬燧……不今燧……張掖太守府

このルートを、以後、その両端の亭燧名を取って「取降—不今ルート」と呼ぶことにしたい。

(2) ルートA (万年—武彊)

先にルートAの万年と武彊については駅と呼ばれていることを指摘したが、本節ではこの点について検討したい。

万年が見える例を再度挙げておこう。

56 (北行) ..

收降亭↑当曲↑不侵↑万年

43 (南行)、45 (南行) ..

万年駅↓武彊駅

これをそのまま繋げば初めに挙げた経路になるのであるが、先述のように、懸泉置周辺では、駅・亭・置それぞれによる三種類の文書伝送方式が併存していた。先に検討した收降―不今ルートは、收降・破胡・沙頭が亭である以外は燧を繋ぐ形で文書が伝送されており、駅による文書伝送であるこの万年駅―武彊駅のルートと安易に連結すべきではないだろう。

武彊駅卒が文書を伝送している40には次のように書かれている。

40 □□大將軍印章、詣中郎將、駅馬行、十二月廿二日起□

EPT49:11A

□年燧長育受武彊駅卒良□

EPT49:11B

この簡は表裏両面に文字が書かれていて、B面に「武彊駅卒」が見える。その武彊駅卒から文書を受け取っているのは「□年燧長」であるが、43・45と同じく武彊駅卒との間で文書の受け渡しをしているので、これが万年燧長であることは疑い無い。従って、この40も万年駅―武彊駅のルートの文書伝送の記録であると考えられる。そこで注目されるのがA面の「駅馬行」で、これは文書伝送方法の指示であるから、万年駅―武彊駅を繋ぐ文書伝送方法が

「馭馬行」と呼ばれていたことがわかる。「馭馬行」は字面から馭馬による文書伝送であることが推測されるが、次の簡から馭馬に馭馬が配備されていたことが確認できる。

橐佗駁南馭建平元年八月馭馬閱具簿

502・7 (A35)

従って、馭を繋ぐ文書伝送は「馭馬行」と呼ばれ、馭馬によって文書が伝送されていたと考えて間違いない。さらに、この「馭馬行」は「騎置馳行」とも呼ばれていたことが次の簡からわかる。

70 皇帝璽書一封、賜使伏虜居延騎千人光

制曰、騎置馳行、伝詣張掖居延使伏虜騎千人光所在、毋留、留二千石坐之

・従安定道 元康元年四月丙午日入時、界亭馭小史安以来、望□行

73EJ.T21:1

これは皇帝から張掖居延使伏虜騎千人の光宛てに送られた璽書の伝送記録である。「制」の中でこの文書を「騎置馳行」によって伝送するように指示している。そして、この璽書を実際に伝送しているのが界亭馭小史なので、この「馭置馳行」は馭をつないで伝送していたことになろう。次の二簡も「騎置馳行」による文書伝送の記録である。

□上書一封／騎置馳行上／行

73EJ.T21:409

張掖肩水広地候資□□長昌味死再拜□□

本始元年四月己酉日蚤食時

騎置馳行上

入□□□長寿燧□□燧長妻報報子□□□□

行在所公車司馬以聞

□□五年四月戊申日舖時受□□□

73E.J.T24.244

「上書一封」「上行在所公車司馬以聞」からこれらがともに皇帝宛の上書であることがわかる。²³⁾先の70も皇帝が家臣に下した「璽書」であった。これらの例からすると、懸泉置周辺の文書伝送と同様に、居延においても「騎置馳行」は皇帝発信の文書または皇帝宛上書といった特別の文書を伝送するためのルートであったと考えられる。「駅馬行」による文書伝送である43は大将軍宛、40は大将軍発信の中郎将宛であつて、收降―不今ルートで伝送されていた文書とは趣を異にする。伝送されている文書の内容という点からも、駅を繋ぐこの文書伝送ルートは、收降―不侵ルートとは切り離して独立したルートとして考えるべきであろう。

居延・肩水地域で万年駅・武彊駅の他に駅や駅馬の所在を探すと、誠北と止害にも駅馬が置かれていたことが次の簡によつて確認できる。²⁴⁾

□三月己丑付□□士吏広宗、給城北駅馬

283・63 (A8)

□止害駅馬一匹□又鉞庭□□

E.P.T43:109

万年駅と武彊駅が文書伝送に関わっていたことは43や45に見えるとおりであるが、この止害と誠北が文書伝送に関わっていたことを直接示す事例は確認できない。ただ、駅馬が設置されていることは確実であるので、止害と誠北もまた駅による文書伝送を担っていたと考えておきたい。武彊駅は誠北部、万年駅は不侵部に所属し、誠北部の南端は誠北燧なので武彊駅は誠北燧の北側に位置することになる。万年駅は恐らく万年燧に併置され、その万年燧は吞遠部の北端に位置する。また、止害駅が置かれたと思われる止害燧は不侵部に所属するが、不侵部の北端は当曲燧、南端は不侵燧なので、止害燧はその間に位置することになる⁵⁶。以上の位置関係を踏まえて、駅による文書伝達ルートを取降―不今ルートと比較しながら示せば次のようになる。

駅馬行ルート …………… 止害駅…………… 万年駅…………… 武彊駅…………… 誠北駅…………… 橐佗駁南駅……………
 取降―不今ルート…………… 当曲燧…………… 不侵燧…………… 吞遠燧…………… 誠北燧…………… 臨木燧……………

この駅を繋ぐルートを、以下、「駅馬行ルート」と呼ぶことにしたい。

(3) ルートD・E・F

残るルートD・E・Fについては他のルートと接続しないので、若干の指摘をするに留める。まずルートDの「夷胡↓□↓第六↓府門」について。第六↓府門の伝送記録のある82と84はともに金関(A33)出土簡であるが、金関付

近で「府」と呼ばれるのは肩水都尉府(52)しかない。それゆえ、この「府門」は肩水都尉府の門のことと考えられる。また、84は万世燧から府に送られた文書函の伝送記録である。万世燧は肩水候官所属の燧(84)なので、所在地が不明ではあるものの、このルートDは肩水候官管内の燧と肩水都尉府を結ぶ文書伝送ルートであることは間違いない。

ルートEは67にのみ見える。出土地が甲渠候官第九燧遺址(23)であることから、この第九・第十燧は甲渠候官所属の燧であることは間違いない。この二燧は甲渠候官の南北に連なる烽燧列に位置する隣接する二燧であるが、所属する部は異なる(85)。第十燧は甲渠候官に文書を持つてくる役割を果たしている燧である(86)が収降―不今ルートとどのような関係にあるのかは不明である。また、ルートFも62に一例見えるだけである。

以上で、六つのルートについて一通り考察を終えた。その結果、居延・肩水地域には、居延都尉府と張掖太守府の間を亭燧を繋いで文書を伝送する収降―不今ルート、駅馬によって皇帝の璽書や上書など特別の文書を伝送する駅馬行ルート、さらに、その他のルートも存在していたことが確認できた。従来の研究では、収降―不今ルートと駅馬行ルートは万年燧で連結されて一つのルートとして理解されていたが、異なる文書伝送方式として区別すべきであること先述の通りである。

文書の伝送方式には、郵・駅によって文書を伝送する郵行方式、県や置による県次方式、亭による亭行方式があった。そこで次には、ここで検討した文書伝送ルートがそれぞれどの文書伝送方式に当たるのかを考えることにしよう。

3 居延・肩水地区における文書伝送ルートと伝送方式

(1) 駅馬行ルート

駅馬行ルートは、先述のように、駅・駅馬によって文書を伝送していたが、懸泉置周辺でも駅・駅馬による文書伝送は存在し、それは郵行方式であった。居延・肩水地域では、駅・駅馬による文書伝送と郵による文書伝送が連続することを直接示す簡牘は確認できないが、駅馬行ルートで軍書が伝送されていることを示す簡は存在する。

城北部建武八年三月軍書課●謹案、三月毋軍候駅書出入界中者……□

E.PF22:391

先に考察したように誠北燧には駅馬が置かれていたし、駅馬行による文書伝送を担当している武彊駅は誠北部に属する駅である。それ故、軍書は駅によって伝送されていたと考えられよう。「軍候駅書」という言い方も、軍書が駅によって伝送されたことに因んだ表現なのであろう。

懸泉置周辺では、「軍書」と明記されるものは例外なく郵行方式で伝送されていた^③。それ故、居延・肩水地域でも、軍書は郵行方式によって伝送されたと考えて良いだろう。従って、居延・肩水地域における駅馬行ルートは郵行方式であったと考えられる。

(2) 収降―不今ルート

【別表】を一瞥すれば明らかなように、収降―不今ルートでは太守府・都尉府・県の間で遣り取りする文書が多く伝送されているが、懸泉置周辺における文書伝送では、太守府・都尉府・県の間で遣り取りされる文書を多く伝送しているのは県次方式であった。その点からすれば、収降―不今ルートは県次方式による文書伝送に当たるとう。ただ、懸泉置周辺では亭を繋ぐ亭行方式でも太守や県令長の発信文書が伝送されていたので、伝送文書の発受信者だけでは収降―不今ルートを県次方式と断定しきれない。そこで、別の方向から検証しておこう。

県次方式は、県と、県と県の間距離が長い場合にその間に置かれた置とを繋ぐ文書伝送方式である。収降―不今ルート沿いには張掖郡治である麟得県と居延県の二県が存在するが、麟得県から肩水候官までは六百里^②、卅井誠勢北燧から居延収降亭までは九十里程度^③の距離である。長安から敦煌方面への里程が記されたいわゆる里程簡では、県と県の間が百里を超えた場合に置が設置されているので、麟得県・居延県間にも置が幾つか設置されていたと思われる。

収降―不今ルートに関連して言えば、先に触れた呑遠置の他に橐佗置も設置されていたことが次の簡からわかる。

□………主官掾□付橐佗置佐登

E.P.T52:362

この橐佗(佗)置と呑遠置は同名の橐佗燧・呑遠燧に併置されていたものと思われる。E.P.T52:362は文書伝送記録

である可能性もあり、もしもそうであれば、懸泉置周辺における県次方式と同じように置佐が文書を伝送していたことになろう。一方の吞遠置については、吏が文書伝送に従事していたかどうかは確認できない。ただ、橐佗置・吞遠置以外の置の吏が文書伝送を担当していたことを示す簡はある。

62 禹今卒龐耐行書、夜昏五分、付遮虜置吏辛戎

EPT65315

62では禹今卒が遮虜置の吏に文書を渡している。この遮虜置は、居延都尉府から甲渠候官へ到る途中に位置していたようなので、収降亭から居延都尉府方向に行つた辺りに位置していたのかもしれない。さらに、候粟君所責寇恩事冊書の記載から居延・饒得間には第三置と呼ばれる置が存在していたことも知られる。

このように、収降―不今ルートについては、伝送文書の発受信者と、ルート上に吞遠置・橐佗置を含むことから、県次方式の文書伝送のルートであったと考えられる。県と置だけで構成されていた懸泉置周辺の県次方式ルートと違って収降―不今ルートに燧や亭を含んでいるのは、この地域が長城附近の軍事警戒地域で迅速な文書伝送の必要があつたために、県と置だけでなく散在する亭燧をも文書伝送の中継点として組み入れたからであろう。

(3) その他のルート

先行研究における文書伝送経路の考察は専ら文書伝送記録に見える亭燧名などを手がかりとしてきたため、上述

のルートしか想定されてこなかったが、居延・肩水地域にはこれらのルート以外にも文書伝送の経路があったはずである。それを示すのが、E.PF22:125～151^③である。この一連の簡は、王歆等と郭長等が関所に入ったことを通知するために卅井県索関が居延都尉府に送付した檄が王歆・郭長ら本人よりも遅れて都尉府に到着したことについて、居延都尉府が甲渠候官管内の檄伝達状況を調査するように甲渠候官に命じた命令文書（E.PF22:15）と、それを承けて甲渠鄣候が配下の各部候長に檄伝達状況の調査を命じ、それに対する臨木候長の報告を踏まえて甲渠鄣候が都尉府に調査結果を報告した文書（E.PF22:126～150。E.PF22:125はその付け札）である。卅井県索関は王歆等と郭長等の入関を通知する檄をそれぞれ居延都尉府に送付している。その檄の伝送状況について臨木候長が甲渠候官に報告した内容は次の通りである。

王歆等の入関報告の檄：界中を過^④す（E.PF22:135～137）

郭長等の入関報告の檄：卅井誠勢北燧長↓木中燧長↓誠北燧長↓吞遠助燧長と伝達し、吞遠助燧長が留遲（63）

王歆等と郭長等の入関を通知する檄はともに卅井県索関（A21）^④から居延都尉府に送られたもので、郭長等の入関報告の檄は臨木候長の報告に見えるように収降―不今ルートで伝送されている。一方、王歆等の入関報告の檄は臨木候長の管轄範囲を通過していないので、収降―不今ルートの臨木部管轄区域（卅井誠勢北燧↓誠北燧）^④を通過していないことになる。その結果、卅井県索関から居延都尉府まで、収降―不今ルートとは別の文書伝送ルートがあったと考えざるを得ないのである。

居延地域において収降―不今ルート以外に文書伝送ルートを想定しなければならぬ理由はもう一つある。収降

―不今ルート^①の文書伝送記録に甲渠候官発信または甲渠候官宛の文書が、38と91の他には見えないことである。38には甲渠塞尉発信の会水塞尉宛文書が、91には居延甲渠郵候（木簡には「居延甲候」と表記）発信の姑臧宛文書が、それぞれ他の文書と一緒に記録されている。38は金闕（A32）の北方にあるA27出土、91は金闕出土なので、甲渠候官発信文書の伝送記録である38と91はともに橐佗候官管内及びその隣接地域における文書伝送の記録となる。橐佗候官の管轄区域は金闕北側の長城が設置されていない地域で、烽燧ラインも額濟納河に沿って一列に伸びている。このような烽燧の分布状況を勘案すると、橐佗候官管内での文書伝達ルートはこの額濟納河沿い烽燧ラインに沿っていたに違いなく、それが收降―不今ルートだったのだろう。甲渠郵候発信の姑臧宛文書と甲渠塞尉発信の会水塞尉宛文書はこの收降―不今ラインで伝送された結果、伝送記録が残されたわけである。

これに対して、A22以北は烽燧ラインがE8方向とA1方向の二方向に別れ、その二つの烽燧ラインと故居延沢に囲まれた地域（以下「居延デルタ地域」）にはいくつもの烽燧や施設が散在している。收降―不今ルートでは居延デルタ地域に散在する亭燧間、例えば卅井候官（E9）と殄北候官（A1）の間で文書を伝送することはできないので、收降―不今ルート以外の文書伝送ルートが設定されていたはずである。また、甲渠候官遺址（A8）出土の検の中に、居延県や居延都尉府から発信された文書の検が含まれることから、居延県・居延都尉府と甲渠候官を繋ぐ文書伝送ルート（以下「甲渠ルート」）も存在していたはずである。もちろん、居延デルタ地域にはこの甲渠ルート以外にも各候官や都尉府を繋ぐルートが存在したこと言うまでもない。次の簡はそのようなルートの存在を証明するものである。

東書二封、皆王臨所、詣官 其一封破……

E.S.C:88 (T130)

E.S.C:88 は A21 と P9 を結⁴⁴烽燧ライン上に位置する T130 出土なので、この烽燧ラインに沿って冊井候官 (P9) に到る文書伝送ルート（以下「冊井ルート」）が存在し、A22 辺りで收降―不今ルートと接続していたものと思われる。收降―不今ルート上では、甲渠候官発着の文書伝送記録が橐佗候官管内においてのみ見えるのも、橐佗候官管内ではこのルート以外に文書伝送ルートが存在しないのに対して、A22 以北の居延デルタ地域ではこのルート以外の文書伝送経路が存在し、甲渠候官発着の文書は收降―不今ルート以外のルートによって伝送されたからであろう。

このように、居延デルタ地域には甲渠ルートや冊井ルートなど幾つかの文書伝送ルートが存在していたと考えられるのであるが、これらのルートの文書伝送方式は何であろうか。旧稿で述べたように、漢代には郵行方式、県次方式、亭行方式、燧次方式の四つの文書伝送方式が存在しており、懸泉置周辺では燧次方式以外の三方式の存在が確認できた。居延・肩水地域では、馱馬行ルートが郵行方式、收降―不今ルートが県次方式による文書伝送であると考えられるので、居延デルタ地域内の文書伝送ルートは亭行方式か燧次方式のどちらかに当たると考えられるが、どちらの方式なのだろうか。

燧次方式について注目されるのは、文書送付の際に宛名を書いた検などに記される「燧次行」の例の少なさである。「以郵行」などの伝送方法の記載がある検を筆者が数えた所、「以郵行」は二三例、「以亭行」は三五例が確認できたのに対して、「燧次行」はわずかに六例のみでその少なさが際立つ⁴⁵。次の簡は検ではなく檄の上端部分であるが、そこに「燧次走行」と見える。

万歳東西部、呑胡東部候長、燧次走行 □ □

T. XXVIII. 38/D2221⁴⁶

「燧次行」は「燧の順に伝達して行け」の意味であるから、この簡の宛先部分は「万歳候官の東西部および吞胡候官の東部の各候長の元まで燧を順番に伝達してゆけ」という意味になろう。つまり、万歳候官東西部および吞胡候官東部の各燧を順にリレーしながら万歳候官東西部および吞胡候官東部の各候長までこの檄は伝送されたと考えられる。次の檄は「燧次行」とは記されていないが、「広田以次伝行至望遠止」という宛名書きから、広田燧から望遠燧まで順番にリレーして伝送してゆく形で、「燧次行」と同じ伝送状況と思われる。

広田、以次伝行、至望遠、止 回 (上部)

十二月辛未、甲渠候長安候史個人敢言之、蚤食時、臨木燧卒□□□□□□□□□□拳蓬燧一積新、

|| 虜即西北去、母有亡失、敢言之 / 十二月辛未、將兵護民田官居延都尉謂、城倉長禹兼行 (丞事)

(下部第一面)

写移、疑虜有大衆、不去欲並入為寇、檄到循行部界中、嚴教吏卒、驚烽火、明天田、謹迹候々望、禁止往

|| 来行者、定蓬火、輩送便兵戰鬥具、母為虜所萃藁、已先聞知、失亡重事、母忽、如律令 / 十二月壬申、

|| 殄北甲 [渠]

(下部第二面)

278・7A (A10)

278・7Aは、臨木燧卒が匈奴を発見したので警戒するようにとの警戒命令である。警戒命令はその地域の全ての亭燧に周知する必要がある、だからこそ燧を順番にリレーして伝達されているのであろう。

上掲の例から考えれば、「燧次行」と書かれる燧次方式は、何らかの情報をその地域に存在する亭燧全てにもれ

なく伝達するための伝送方式であったと考えられよう^⑦。そうであるならば、居延都尉府や居延県と甲渠候官の間で遣り取りされる文書を伝送するための甲渠ルートなどは懸次方式による文書伝送だったとは考えにくい。従って、居延デルタ地域内の文書伝送は亭次方式だったと考えておきたい。甲渠ルートや卅井ルートといった居延デルタ地域における亭次方式の文書伝送ルートは、居延・肩水地域に四五ヶ所以上散在する亭の内の幾つかを繋いで設定されたルートだったのだろう^⑧。なお、県次方式の收降―不今ルートにも居延收降亭、破胡亭、肩水驛北亭といった亭が含まれている。懸泉置周辺における文書伝送では、置・騎置・亭が併置されていた遮要などが三つの文書伝送方式の結節点になっていた^⑨ので、居延・肩水地域においても同様にこれらの亭が県次方式と亭行方式の結節点になっていたのであろう。

おわりに

本稿での考察の結果、居延・肩水地域には、①居延都尉府と張掖太守府の間を亭燧や置によって結ぶ收降―不今ルート、②止害駅・万年駅・武彊駅・誠北駅・橐佗駁南駅などを駅馬によって繋ぐ駅馬行ルート、③居延デルタ地域内にある都尉府・候官・県などを相互に亭によって結ぶルートの三種類の文書伝送ルートが存在したと考えられる。それぞれの文書伝送方式は、①が県次方式、②が郵行方式、③が亭行方式に当たる。①には收降亭や驛北亭などの亭も含まれていたが、その亭が①と③のルートの結節点となっていたのであろう。

甲渠候官宛の検には、亭行方式による文書伝送を指示する「以亭行」と記された検がある。

居延丞印

甲渠候官以亭行

三月癸丑□□卒□□以来

279・11 (A8)

ここには「居延丞印」という印文記載と、「以亭行」という伝送方式の記載があるので、この検のついた文書は、亭行方式の甲渠ルートによつて居延県から甲渠候官まで伝送されてきたのであろう。これに対して、郵行方式での文書伝送を指示する「以郵行」を含む例も見られる。

居延丞印

甲溝候官以郵行

十二月辛□門卒同以来

E.PT14:1

これも居延県丞から甲渠候官に送られてきた文書に付せられた検である。居延県と甲渠候官の間には亭行方式の甲渠ルートが存在していたと思われるが、この場合は「以郵行」と指示されているので、居延県を発つ時には郵行方式である駅馬行ルートで伝送されたと思われる。ただし、駅馬行ルートは甲渠候官までは続いていないので、途中何処かの結節点で甲渠ルートに乗り換えて甲渠候官まで送られたのであろう。

甲渠候官や肩水候官・肩水金閼宛の検に文書伝送方式が明記されている場合は、基本的にその伝送方式によって送られるが、本稿で検討した各伝送方式のルート分布を考えれば、検に記された伝送方式だけで宛先まで伝送することができない場合も少なくない。それ故、検に伝送方式が指示してあったとしてもその伝送方式だけで宛先まで送られたわけではなく、各文書伝送方式のルート分布状況に依拠して、異なる伝送方式のルートを繋ぎながら宛先まで届けられたと考えるべきである。

しかしながら、検については解決すべき問題が依然として残っている。上掲の例のように伝送方式が検に記されている例はむしろ少数であつて、殆どの検は宛名だけで伝送方式の記載はないのである。伝送方式の記載のない文書はどのようにして宛先まで伝送されたのであろうか。稿を改めて検討することにした。

注

① 本稿では居延・肩水地域という表現を使用するが、居延地域は漢代における居延都尉府の管轄区域を、肩水地域は肩水都尉府の管轄区域を概ね指している。

② 陳夢家「漢簡考述」(初出一九六三、『漢簡綴述』中華書局 一九八〇 所収)、永田英正『居延漢簡の研究』第五章、「陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする説の批判」(同朋舎 一九八九)、李振宏「居延地区郵駅方位考」(初出一九九三、『居延漢簡与漢代社会』中華書局 二〇〇三 所収)、李均明「漢簡所見」行書「文書述略」(初出一九八九、『初学録』蘭台出版社 一九九九 および『簡牘法制論稿』広西師範大学出版社 二〇一一 所収)、富谷至『文書行政の漢帝国』木簡・竹簡の時代(名古屋大学出版会 二〇一〇)など。なお、富谷著書は既存の説を大まかに整理したものである。

- ③ 以下、本稿において文書伝送ルートを図示する場合は、上を北として記す。
- ④ 漢簡中では「城」と「誠」が通用または混用されており、「誠北」は「城北」、誠勢北」は「城勢北」とも記される。本文中では「誠」を用いる。

⑤ この「14」は後掲の【表】および論文末尾の【別表】の整理番号である。以下、本稿中で用いる二桁の半角アラビア数字は全て【表】【別表】の整理番号である。適宜参照されたい。

⑥ 文書伝送の記録については、永田英正前掲書一〇三〜一〇四頁参照。

⑦ 後掲Ⅱ DXT014②:294参照。

⑧ 懸泉置周辺の文書伝送については、拙稿「秦漢時代の文書伝送方式——以郵行・以泉次伝・以亭行——」（『立命館文学』六一九二〇一〇）参照。以下、本稿で懸泉置周辺の文書伝送について言及する場合はこの拙稿に拠る。また、「旧稿」という場合はこの拙稿を指す。

⑨ 今回考察対象とした漢簡の図版と積文は以下の通りである。

- 劳赫『居延漢簡 図版之部』（中央研究院歷史語言研究所 一九五七）
- 中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡 甲乙編』（中華書局 一九八〇）
- 謝桂華他『居延漢簡積文合校』（文物出版社 一九八七）
- 甘肅省文物考古研究所編『居延新簡積粹』（蘭州大学出版社 一九八八）
- 甘肅省文物考古研究所等編『居延新簡 甲渠候官』（中華書局 一九九四）
- 魏堅主編『額濟納漢簡』（廣西師範大学出版社 二〇〇五）
- 甘肅簡牘保護研究中心等編『肩水金關漢簡（壹）』（中西書局 二〇一一）

甘肅簡牘保護研究中心等編『肩水金關漢簡(貳)』(中西書局 二〇一二)

- ⑩ 文書伝送状況の記録は、永田英正前掲書では「郵書通送の記録簿」、李均明・劉軍『簡牘文書学』(広西教育出版社 一九九九)では「郵書刺(過書刺)」、「郵書課」、李均明『秦漢簡牘文書分類輯解』(文物出版社 二〇〇九)では「郵書刺」、「郵書課」としてそれぞれ集成されている。

- ⑪ ルートBに当たる29・30・31・33は【表】ではいずれも「沙頭—□—不今」となっているが、□は驛馬である。例えば、30の文書伝送状況の記載「十二月乙卯日入時、卒憲受不今卒恭、夜昏時、沙頭卒忠付驛北卒護」と、35のそれ「二月甲戌夜食、驛馬卒良受沙頭卒同、夜過半時良付不今卒豊」の対比から、30の「卒憲」が驛馬卒であることは疑い無い。35と同じく沙頭と不今の間で文書を伝送している27・28も同様に「沙頭—驛馬—不今」という伝送状況になっている。

- ⑫ □は驛馬の可能性もある。

- ⑬ □は驛馬の可能性もある。

- ⑭ 『漢書』卷二八下 地理志下「張掖郡、故匈奴昆邪王地、武帝太初元年開。莽曰設屏。戸二万四千三百五十二、口八万八千七百三十一。泉十、饒得。」

- ⑮ 馬 馬一匹高六尺

居延都尉府以郵行

棗佗燧長

81・88 (A22)

ただし、この簡は習書のようなものである。

- ⑯ 中国文物研究所胡平生他編撰『敦煌懸泉漢簡積粹』(上海古籍出版社 二〇〇一)の一一二簡。以下、懸泉置漢簡については積粹の出典を付記する。

⑰ 次の二簡はともに懸泉置での文書授受記録であるが、ここで授受している東向き文書の宛先に広至が含まれていることから、広至が懸泉置の東方に位置していることがわかる。

出東板楸四皆大守章、一詣督郵、一詣広至、一詣冥安、一詣淵泉、建平五年□□辛未、日下夕時、泉泉御殿放付魚離卒意

II DXT0114 ④ :021 (郝樹声・張德芳『懸泉漢簡研究』甘肅人民出版社 二〇〇八 八二頁)

入東記一敦煌長史詣広至守長博、便□徙民李□思、元始五年四月丁酉、日蚤桑榆時、泉泉佐賞受遮要奴李通、即時遣匈奴行

II DXT0214 ① :027 (前掲『懸泉漢簡研究』八四頁)

⑱ 吉村昌之「居延甲渠塞における部隧の配置について」(『古代文化』五〇―七 一九九八) 一二、一三頁。

⑲ 次の烽火品約で「三十井誠勢北燧・懸索關以内」と「誠勢燧以南」に分けていることから、この二燧が隣接していることがわかる。

● 匈奴人入三十井誠勢北燧・懸索關以内、舉燻燔薪如故、三十井懸索關・誠勢燧以南、舉燻如故、毋燔薪 E.P.F.I.6:7

⑳ 吉村昌之前掲論文一三頁。

㉑ 図版では「殄」か「誠」「城」か明確には判断できない。

㉒ 吉村昌之前掲論文九頁。

㉓ 「行在所」は皇帝の居所を指し、公車司馬は皇帝への上書を掌る官署である。

『史記』卷一一一 衛將軍驃騎列伝 集解「蔡邕曰、天子自謂所居曰行在所。」、『漢書』卷一七上 百官公卿表上 顔師古注「漢官儀云、公車司馬掌殿司馬門、夜徹宮中、天下上事及闕下凡所徵召皆總領之。令秩六百石」

㉔ 次の二簡の記載に拠れば、不侵候長と誠北候長が駅馬を管理していたことになる。誠北候長は誠北燧にいたと考えられるので間

題ないが、不侵候長がいたと思われる不侵燧に駅馬が置かれていたことは他に確認できない。恐らく、駅馬は止害燧に配備されており、その止害燧は不侵部所属の燧であるために不侵候長に駅馬の管理責任があり、このような記載になったのであろう。不侵燧に駅馬が配備されていたわけではないだろう。

●不侵部建武六年四月駅馬課

E.PF2:2640

□回府告居延甲渠郵候、言主駅馬不侵候長業・城北候長宏□

E.PF2:477A

②5 亭燧の位置関係については、吉村昌之前掲論文一〜一三頁参照。

②6 次掲の5・18 + 25・22から万世燧が左前部所属であることが、その左前候長の上申文書である10・34Aが肩水候官遺址(A33)から出土していることから左前部が肩水候官所属であるとわかる。

元康二年二月庚子朔乙丑、左前万世燧長
破胡敢言之候官、即日疾心腹、四節不举

5・18 + 25・22 (A33)

元康四年六月丁巳朔庚申、左前候長禹敢言之、謹移戍卒貫賣衣財
物爰書名籍一編、敢言之

10・34A (A33)

②7 エチナ漢簡講読会「エチナ漢簡選釈」『中国出土資料研究』一〇二〇〇六・一四八頁。

②8 第九燧は第四部所属、第十燧は第十部所属である(吉村昌之前掲論文八頁)。

②9 甲渠候官宛の検に文書配達者として第十燧の吏卒がよく見られる。一例を挙げておく。

居延塞尉

甲渠候官

七月甲戌第十卒善以来

259・4 (A8)

③① 居延・肩水地域出土の文書伝送記録で郵による文書伝送を示す例は実は二つ存在する。08と47である。08は伝送文書の宛先を記した部分に「二詣張掖府郵行」とある。勞鞅の積読以来、一貫して最後の二文字は「郵行」と積されてきたが、この積読には従えない。佐野光一編『木簡字典』（雄山閣出版社 一九八五）および陸錫興編著『漢代簡牘草字編』（上海書画出版社 一九八九）とともに勞鞅の積読に従って、08（130・3）のこの字を「郵」字として取るが、そこに並んでいる他の「郵」字と比較すれば別字であること一目瞭然である。この文字の形状は、551・1' 264・30A' 276・16（二例）の「亭」字に非常に似ている。両書では551・1'などの四文字は「亭」字として採録されているが、『居延漢簡積文合校』ではいずれも「事」に積されている。確かに、『木簡字典』『漢代簡牘草字編』の「事」字の所に挙げられた草書体の文字には非常に似ているものがある。08の当該文字が「亭」か「事」かの判断はつきかねるが、「郵」字でないことだけは疑い無い。

もう一つの47では、文書授受者として、「不侵郵卒」「吞遠郵卒」と記されていて、こちらは積読に問題はない。ただし、47は収降―不今ルート上の収降亭から吞遠燧までの文書伝送記録で、同じ区間の伝送記録は47の他にも四例（04、05、49、56）。ただし、49は吞遠の代わりに執胡、56は万年）確認できる。それ以外の不侵―吞遠の文書伝送記録は二例（23、48）、さらに、不侵―吞遠以外で不侵または吞遠が見える文書伝送記録は四例（59、55、63、02）あるが、不侵と吞遠に郵が置かれていたことを示す記載は47の他には確認できない。それ故、47の不侵郵卒と吞遠郵卒の記載は、この簡が郵書通送の記録であることに引きずられて書き誤ったものとひとまず考えておきたい。

③② 旧稿では、懸泉置周辺の文書伝送では軍書が郵行方式と臬次方式の両方で伝送されていたと述べた（六六頁）が、臬次方式で伝送されていたのは「緑緯書」で、その「緑緯書」は軍書であると思われる、ということである。文書伝送記録に「軍書」と明記されているものは、例外なく郵行方式で伝送されていた。

③③ 次の簡の「家」は饒得泉にあり「官」は肩水候官で、その間の距離が六百里である。

肩水候官並山懸長、公乘、司馬成、中勞二歳八月十四日、能書會計、治官民、頗知律令、武、年卅二歳、長七尺五寸、髣得成漢里、
 〓家去官六百里
 13・7 (A33)

③③ 10、51、57では八〇里、12と53では九五里、64と66では九八里とある。

③④ 長安至茂陵七十里 月氏至烏氏五十里 媼罏至居延置九十里 刪丹至日勒八十七里
 茂陵至扶置卅五里 烏氏至涇陽五十里 居延置至鈞里九十里 日勒至鈞著置五十里
 扶置至好止七十五里 涇陽至平林置六十里 髣里至循次九十里 鈞著置至屋蘭五十里
 好止至義置七十五里 平林置至高平八十里 循次至小張掖六十里 屋蘭至氐池五十里
 E.P.T59:582

倉松去鸞鳥六十五里 氐池去髣得五十四里 玉門去沙頭九十九里
 鸞鳥去小張掖六十里 髣得去昭武六十二里府下 沙頭去乾齊八十五里 □
 小張掖去姑臧六十七里 昭武去祁連置六十一里 乾齊去淵泉置五十八里
 姑臧去頭美七十五里 祁連置去表是七十里 ●右酒泉郡置置十一●六百九十四里 □

IIDXT0214 ①:130A (前掲『敦煌懸泉漢簡積粹』六〇簡)

この二簡の記載で、間に置が置かれた二県間の距離が最も短いのは日勒・屋蘭間の百里である。

③⑤ 入西板椒二、冥安丞印、一詣渠掾治所、一詣府、元始四年四月戊午、泉泉置佐憲受魚離置佐陋卿、即時遣即行

II DXT0214 ①:125 (前掲『敦煌懸泉漢簡積粹』一一二簡)

③⑥ 62に見える「行書」の語は「文書を伝送する」の意味に過ぎないので、これが收降―不今ルートのような長距離の文書伝送ではない可能性も否定はできない。ただし、同じく「行書」と記される次簡は「当曲燧以南尽臨木」とあって明らかに收降―不今ルートでの文書伝送であるので、62も收降―不今ルートのような文書伝送と考えておきたい。なお、当曲から臨木までの間には不侵・

吞遠・誠北・臨木の四部で計二八燧がある（吉村昌之前掲論文）ので、この簡の「右部燧十八所」は「右部燧二十八所」の誤記または誤釈の可能性がある。ただし、図版では文字は確認できない。

□月……当曲燧以南尽臨木、道上行書不省

□十六燧卒二百□□ ●右部燧十八所、卒六十三人不省

列燧□□及承燧五十八所、所三人、今省所一人、為五十八人、齊衣裝作、日詣殄北發鄯、除僵落沙、会
 八月旦 99ESI7SH1:7

③7 建武泰年六月庚午、領甲渠候職門下督盜賊 敢言之、新除第廿一 E.PF22:169

燧長常業、代休燧長薛隆、丁卯舖時到、官不持府符、●謹驗問隆 E.PF22:170

辭、今月四日食時、受府符、詣候官、行到遮虜、河水盛、浴渡、失亡符水中、案隆丙寅 E.PF22:171

受符、丁卯到官、敢言之 E.PF22:172

③8 E.PF22:1 36。第三置は次の簡などに見える。

直三千、大筭一合直千一石、去盧一直六百、種索二枚直千、皆在業車上、与業俱来還到北部、為業買肉十斤 E.PF22:25
 直穀一石、到第三置、為業糶大麦二石、凡為穀三石、錢万五千六百、皆在業所、恩与業俱来到居延、后恩

③9 甲渠言、卅井関守丞匡檄言、都田耆夫丁宮□

等入関、檄留遲、謹推辟如牒 E.PF22:125

建武四年十一月戊寅朔乙巳、甲渠鄯守候博叩頭死罪 E.PF22:126A

敢言之、府記曰、卅井関守丞匡檄言、居延都田耆夫丁 E.PF22:127

宮・祿福男子王歆・郭良等入関、檄留遲、後宮等到、 E.PF22:128

記到、各推辟界中、定吏主当坐者名、会月晦、●謹推辟

E.PF22:129

界中、驗問候長上官武・燧長董習等、辞、相付受□

E.PF22:130

及不過界中、如牒、謹已効、△領職教敕吏母狀、叩頭死罪

E.PF22:131

死罪、敢言之

E.PF22:132

卅井関守丞匡檄一封、詣府、十一月壬辰言、居延都田耆夫丁宮・祿福男子

E.PF22:133

王歆等入関、檄甲午日入到府、留遲

E.PF22:134

●謹推辟驗問臨木候長上官武、燧長

E.PF22:135

陳陽等、辞、不受卅井関守丞匡言、宮

E.PF22:136

男子王散等入関檄、不過界中

E.PF22:137

卅井関守丞匡檄一封、詣府、十一月乙未言、男子郭長入関、檄丁酉食

E.PF22:138

時到府、留遲

E.PF22:139

(E.PF22:140～150)は【別表】E参照

甲渠郭候以郵行 □

E.PF22:151 上段

府告居延甲渠郭候、卅井関守丞匡十一月壬辰檄言、居延都田耆夫宮、祿福男子王歆等入関、檄甲午日入到府匡乙未復檄言、

E.PF22:151 下段 A面

男子郭長入関、檄丁酉食時到府、皆後宮等到留遲、記到、各推辟界中、定吏主当坐者名、会月晦、有

E.PF22:151 下段 B面

教 建武四年十一月戊戌起府

E.PF22:151 下段 C面

十一月辛丑、甲渠守候 告尉、謂不侵候長憲等、写移、檄到、各推辟界中、相付受日時具狀、会月廿六日、如府記律令

④0 富谷至前掲書三二二頁。
 ④1 臨木部管内での文書伝送記録である15と25によれば、臨木部の管轄区域は、卅井誠勢北燧から受けて誠北燧に渡すまでの間となる。

④2 甘肃省文物考古研究所 吳昶驥『河西漢塞調査与研究』(文物出版社 二〇〇五)は、T154からT168(秦他莫当燧)までを秦他塞とする(一一五八頁)。

④3 この地域の烽燧と長城線の分布については前掲『河西漢塞調査与研究』附図2を参照。

④4 前掲『河西漢塞調査与研究』地図一四「内蒙古自治区額濟納河流域漢代亭障分布図」参照。

④5 16・6 (A7) 32・23 (A32) ʼ E.PT44:52 ʼ E.PT59:639 ʼ E.PT65:326 ʼ 73E.J.123:67

④6 甘肃省文物考古研究所『敦煌漢簡』(中華書局 一九九一)。なお、Dは本書における整理番号。

④7 先に、15と25に見える誠北—武賢—臨木—誠勢北という文書伝送は收降—不今ルート¹の文書伝送ではないと考えられると述べたが、收降—不今ルート²の文書伝送では関与しない武賢が関わっていることから、これも燧次方式の文書伝送なのではないだろうか。

④8 居延・肩水地域出土簡からは以下の四五亭が確認できる。三泉亭 (3・6) ʼ 北亭 (502・2) ʼ 北高亭 (581・2) ʼ 南広漢亭 (E.PT53:105) ʼ 却胡亭 (438・1) ʼ 孟竟亭 (235・8A) ʼ 守望亭 (303・17) ʼ 宜穀亭 (E.PF2:60) ʼ 居延亭 (237・64) ʼ 居延代田亭 (E.PT4:5) ʼ 居延博望亭 (E.PT68:36) ʼ 居延常安亭 (E.PT68:59) ʼ 居延疆漢亭 (100・22) ʼ 居延收降亭 (E.PT59:156) ʼ 居延臨道亭 (E.PT52:7) ʼ 居延高亭 (178・30) ʼ 広地同亭 (E.PT57:17) ʼ 広地破胡亭 (103・42) ʼ 広地胡池亭 (2000E59SF3:4 D) ʼ 広嫁亭 (132・31) ʼ 收虜亭 (E.PT59:67) ʼ 攻虜亭 (E.PT68:71) ʼ 望海亭 (E.PT51:101) ʼ 橐佗石南亭 (118・5) ʼ 次海亭 (E.PT52:42B) ʼ 次郷亭 (19・5) ʼ 沙頭亭 (505・2) ʼ 滅寇亭 (114・20A) ʼ 界亭 (505・23A) ʼ 石北亭 (263・14B) ʼ 第八亭 (E.PT68:109) ʼ 第十亭 (E.PT13:9) ʼ 肩

水驛北亭 (29・7)′ 衆騎亭 (E.P.C.36)′ 覆胡亭 (E.P.T59:2)′ 通沢第二亭 (148・4)′ 郭西門亭 (258・15)′ 鄭步亭 (E.S.C.12)′ 鉞庭亭 (E.P.T65:382)′ 駁南亭 (75・1)′ 高望亭 (551・1)′ 高沙亭・箕山亭・陥陳亭 (178・7)

④ 先に言及した燧次方式の検はいずれも「(某候官) 燧次行」のように記載されていたが、これは亭次方式のルート上に位置しない燧が他の燧をリレーして候官まで文書を伝送する際につけられたものではないだろうか。

〔付記〕 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究 A 課題番号二二二四二〇二三、同二四二四二〇二八）による研究成果の一部である。

（本学文学部教授）

【別表】

14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01	発信者↓受信者	釈文	簡番号	出土地	
居延都尉↓張掖太守府	↓張掖太守府	張掖太守↓府 ↓張掖太守府半掾在所		↓□都尉府 ↓肩水都尉府	居延都尉↓敦煌 居延都尉↓張掖府	居延都尉↓府	居延都尉↓府	居延都尉↓張掖□□ 居延塞尉↓屬 居延塞尉↓屬地候官			↓張掖太守府	都尉↓張掖太守府	↓張掖太守府 ↓弘農太守府	発信者↓受信者				
南書一封信居延都尉章 詣張掖太守府 九月辛巳日入誠勢北燧卒□□甲渠臨木燧卒有人自 誠勢北燧卅八里定行三時●五分□□三十□□	南書□封 其一封詣張掖太守府 □□起六月丁丑 鷄鳴時當曲燧卒趙宜受居延 收降卒 □	北書三封合檄板檄各一 其三封板檄張掖太守章詣府 合檄牛駿印詣張掖太守府半掾在所 九月庚午下舖七分臨木卒副受卅并卒弘鷄鳴時當曲 卒昌付收降卒福界中九十五里定行八時三分□行一時二分 (第三段)	臨木卒□受誠勢北燧□	臨木卒疾付誠勢北燧卒則界中八十里書定行九時 留遲一時解何 臨木卒府——中已 十月甲辰日失中時誠北卒□ □□水都尉府——	入南書二封 皆居延都尉章九月十日癸亥起一詣敦煌一詣張掖府□行 永元元年九月十四日夜半檢受路伯 □□水都尉府——	入南書二封 居延都尉九年十二月廿八日起詣府封完 永元十年正月五日庚寅時□狐受孫昌	居延都尉府	南書三封 其一封居延都尉章詣張掖□□ 五月戊辰臨關卒□□□受□卒明 一封居延塞尉印詣屬地候官 舖時付卅并卒□	鳴五分付吞遠卒蓋 □日失付當曲卒□下舖八分□收降卒發馬 □十一月癸亥蚤食不侵卒受主受吞遠卒馬	詣張掖太守府 正月戊午食時當曲卒湯受居延曲燧卒下舖 臨木卒護付誠勢北燧卒則當曲□□勢北 時中程	其一封詣張掖太守府 六月戊辰日出八分時臨木卒□ 一封詣弘農太守府	其一封詣張掖太守府 六月戊申夜六時三分執胡卒常受不侵卒樂 南書二封詣都尉章●詣張掖太守府●甲校 己酉平旦一分付誠北卒良	釈文	33・11	A8			
163・19	161・2	A8	A8	A8	A8	A27	A27	A8	A8	A8	A8	A8	A8					

<p>86 張掖都尉 角塞府 楊成據 都尉 ↓ 肩水</p>	<p>85 張掖都尉 張掖都尉 ↓ 廣地候官</p>	<p>84 萬世燧 府門</p>	<p>83</p>	<p>82</p>	<p>81 ↓ 肩水府</p>	<p>80 ↓ 麟得</p>	<p>79 張掖居城司馬 張掖居城司馬 ↓ 魏郡館陶</p>	<p>78 張掖居城司馬 張掖居城司馬 ↓ 魏郡館陶</p>	<p>77 張掖 ↓ 肩水府</p>	<p>76 居延丞 ↓</p>	<p>75 葉佗候 萬印 居延都尉 ↓</p>	<p>74 昭武長 ↓ 肩水</p>
<p>三封張掖太守章詣居延府其二封詔書六月□辛丑起 北書七封 一枚楊成據 一封都尉詣肩水 賈人李大仲 錯 七月辛亥東中時永受沙頭吏趙 (A) (B)</p>	<p>北檄四封張掖都尉章 正月辛酉日中時驛北亭卒□□□□</p>	<p>出萬世燧函二 其一受入函 四月乙卯日東中起萬世燧其日下舖五分鐘第六燧卒同付府門界中 卅五里函行四時五分鐘</p>	<p>史□□□□三十一封甲申□夜過□□(B)</p>	<p>登受夷胡燧卒同昏時第六燧卒同付府門界中卅里</p>	<p>□黃 時三月丙戌夜過半時受莫當 □管四分賀受莫當卒昌 夜食買付沙頭卒放 □詣肩水府 八月丙午卒 護受莫當卒 ……卒音</p>	<p>□府 □大守府 ……詣麟得一封刑忠 □管四分賀受莫當卒昌 夜食買付沙頭卒放 □詣肩水府 八月丙午卒 護受莫當卒 ……卒音</p>	<p>□封張掖居城司馬四封詣張掖太守府一封詣肩水都尉府一封詣□□□□ 一封詣肩水候官一封詣日勒一封詣魏郡館陶閏月戊午卒卒受莫當日錄</p>	<p>北書三封 一封封詔書詣居延…… 一封張掖……閏月壬申起 今月壬申驛北亭豐受□□卒同</p>	<p>南書七封 十月廿……十月壬戌起 封……居延丞印……十月己未起延 一枚葉佗候印肩水府</p>	<p>南書二封檄 一枚萬印詣肩水都尉府□□(A) 其一封葉佗候印詣肩水都尉 南書六封 其一封居延都尉印…… 八月庚子日出時□受莫當 (B)</p>	<p>□附四月丙辰起二封金 □詣肩水□一封昭武長印 頭卒入定三分武付莫當 ……</p>	
<p>79E. J. 123-804/8</p>	<p>79E. J. 123-710</p>	<p>79E. J. 123-764</p>	<p>79E. J. 123-740/8</p>	<p>79E. J. 123-666</p>	<p>79E. J. 123-656</p>	<p>79E. J. 123-642</p>	<p>79E. J. 123-624</p>	<p>79E. J. 123-496</p>	<p>79E. J. 123-300</p>	<p>79E. J. 123-292</p>	<p>79E. J. 123-157/8</p>	<p>79E. J. 123-118</p>
<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>	<p>A32</p>

